

平成21年度環境省政策評価書（事後評価）要旨

評価実施時期：平成22年4月

担当部局：環境保健部

施策名：(施策6) 化学物質対策の推進

施策体系：(目標6-2) 環境リスクの管理

評価結果の概要

【達成の状況】

- WSSD(持続可能な開発に関する世界サミット)2020年目標の達成に向けて、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の改正法が第171回通常国会で成立し、平成21年5月に公布されたことを受け、すべての化学物質に対するスクリーニング評価及びリスク評価手法を検討した。
- 化審法に基づく新規化学物質の厳正な審査を行うとともに、既存化学物質の点検等を着実に実施し、累計して150物質について既存点検を行った。Japanチャレンジプログラムについては、平成22年3月末時点での登録された物質数は101物質(そのうち5物質は優先情報収集対象物質リスト外)であり、登録された物質の約8割に達した。登録された物質からの安全性情報収集計画書の提出は55物質(草案を含む)、安全性情報収集報告書の提出は26物質(草案を含む)であった。また、化学物質の安全性情報の発信基盤として、平成20年5月に公開した化審法データベース(通称:J-CHECK)の掲載内容の更なる充実を図った。
- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)第4回締約国会議において新たに廃絶・制限の対象物質とすることが決定されたペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)等12物質について、当該条約の国内担保法である化審法において第一種特定化学物質に追加するなど、製造・輸入の規制のために必要な措置を講じた。
- 化管法については、平成22年2月にPRTRデータの第8回集計・公表を行うとともに、その結果等をホームページ上に掲載した。平成20年11月の化管法対象物質の見直し及び第一種指定化学物質等取扱事業者になり得る業種への医療業の追加を内容とする化管法施行令の一部改正について、関係資料の配付等や、事業者・地方公共団体への周知等を行った。また、個別事業所ごとのPRTRデータの公表を受け、PRTRデータの利用促進方策について検討を行った。
- ダイオキシン類の一日摂取量は耐容一日摂取量4pg-TEQ/kg/日を下回っており、目標を達成した。

【必要性】

- WSSD2020年目標の達成に向け、改正化審法の円滑かつ適正な施行のため、すべての化学物質に対するスクリーニング評価及びリスク評価を行う必要がある。
- 化学物質には何らかの有害性を示すものも少なくなく、その取扱いや管理の方法によっては人の健康や環境に悪影響をもたらす可能性があることから、化学物質の適切な審査及び規制を行う必要がある。また、既存化学物質については、平成15年の化審法改正時の附帯決議に基づき、産業界と国が連携し、安全性情報の収集を加速し、広く国民に情報発信を行う必要がある。
- POPs条約において新たに廃絶・制限の対象物質となったPFOS又はその塩等12物質について、当該条約の国内担保法である化審法において、厳格な管理措置を講じる必要がある。
- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止するため、化管法に基づきPRTR制度の円滑な運用並びにPRTRデータの精度向上及び活用が必要である。
- ダイオキシン法に基づき、国は、各種基準の設定、特定施設の設定、削減計画の策定など基本的かつ総合的な施策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視などをすることでダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図る必要がある。

【有効性】

- 既存化学物質等の生態毒性試験については、平成21年度には16物質について新たに生態毒性試験を実施し、平成16年度から6年間で計150物質について安全性の点検を行った。また、平成17年6月に開始した「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(通称:Japanチャレンジプログラム)」に基づき登録が行われ、事業者による安全性情報の収集等の取組が進展しており、平成22年3月までの登録数は、101物質(そのうち5物質は優先情報収集対象物質リスト外)となり、登録が必要な物質の約8割に達した。登録からの安全性情報収集計画書の提出は55物質(草案を含む)、安全性情報収集報告書の提出は26物質(草案を含む)であった。
- 平成21年5月に成立した改正化審法下におけるスクリーニング評価及びリスク評価手法については、関係省庁と連携しながら、検討を開始した。

○PFOS 又はその塩等新たに POPs 条約の廃絶又は制限すべき化学物質の対象となった 12 物質については、平成 21 年 10 月に化審法施行令の改正を行い、第 1 種特定化学物質に指定するなど必要な規制措置を講じることで、POPs 条約の国内担保を図った。

○平成 22 年 2 月に PRTR データの第 8 回の集計等及び公表を行うとともに、その結果等を容易にかつ分かりやすく活用できるよう、環境省のホームページ上に表やグラフを用いてデータを掲載し、また、「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」を作成し、その普及を図った。

○平成 20 年度のダイオキシン類の一日摂取量 0.937pg-TEQ/kg/ 日は耐容一日摂取量を下回っており、総じて、ダイオキシン類対策は有効であったと考えられ、目標の達成はおおむね良好である。

【効率性】

○化審法に基づく施策のうち、新規化学物質については、法に基づき製造・輸入事業者により毒性試験等が行われ、その結果を用いて審査を行っている。他方、既存化学物質については、化審法共管 3 省(経済産業省・厚生労働省・環境省)で分担し、競争入札を活用した毒性試験を実施することで効率的な安全性点検を行うとともに、Japan チャレンジプログラムによる産業界との連携も図ることで、民間からも毒性試験結果が提出されるよう取り組み、効率化を図ってきた。

○平成 21 年 5 月公布の改正化審法では、既存化学物質も含めたすべての化学物質を対象とした包括的な管理体制の構築が図られることとなっている。この化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価手法の検討業務については、業者選定にあたって競争入札を行うことで、費用対効果に優れた検討を実施している。

○PRTR 制度に基づく取組については、約 4 万事業所からの届出データ等関連する膨大なデータを、インターネットや外部請負等を活用し、外部の専門家からなる検討の場も最大限活用しながら、共管省庁と緊密な連携を図りつつ効率的に集計・公表した。また、外部の請負業者の選定に当たっては、原則として競争入札を実施し、事業の効果的・効率的な執行に努めている。

○ダイオキシン類の一日摂取量の算出に当たっては、厚生労働省、環境省で実施している各種調査の結果を使用して推計しており、既存のデータを使用することから効率的である。平成 21 年度からは、モニタリング調査と同一契約内で執行する工夫をし、またモニタリングの対象サンプル数を削減した。

【今後の展開】

○化審法については、今後、審査・規制制度を適正かつ着実に運用するとともに、既存化学物質を含むすべての化学物質について一定数量以上の製造・輸入を行う事業者に毎年度その数量の届出を義務づけるとともに、必要に応じて有害性情報の提出を求めること等により、安全性評価を着実に実施し、我が国における厳格な化学物質管理をより一層推進する。

○官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(通称: Japan チャレンジプログラム)を通じて収集した情報については、国が評価を進めるとともに、引き続き国民に対し分かりやすく情報発信を行う。

○改正化審法の円滑かつ効率的な運用に向け、スクリーニング評価及びリスク評価方法の確立等の整備を行い、第三種監視化学物質のスクリーニング評価を開始する。

○第一種特定化学物質のうち、限定的な用途については使用が認められた PFOS 又はその塩については、厳格な管理の下で使用するよう、遵守すべき技術上の指針及び表示事項の策定等必要な措置を講じる。

○PRTR 制度について、届出データの集計・公表、個別事業所データの公表及び開示、届出対象外の排出源からの排出量の推計・公表等、同制度を引き続き円滑に運用する。また、PRTR データの多面的利用を推進する。

○ダイオキシン類の一日摂取量を引き続き算出し、今後とも耐容一日摂取量を超えないことを確認する。

【達成すべき目標、指標、目標年度、実績値等】

指標の名称 及び単位	①既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態毒性試験を実施する数(累計)[物質] ②PRTR 対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量[トン] ③(間接) Japan チャレンジプログラムによりスponsサー登録が行われる物質数(累計)[物質] ④(間接) 個別事業所における PRTR データの開示件数[件] ⑤(間接) ダイオキシン類についての 1 人当たり一日摂取量[pg-TEQ/kg/日] ⑥(参考) PRTR データ市民ガイドブックの作成及び普及[回] ⑦(参考) PRTR データの集計等及び公表[回]							
	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値	
指標	①	63	85	109	134	150	H20 年度	130
	②	41,071	37,151	35,028	30,205	-	-	-
	③	75	77	81	95	101	H20 年度	約 160

	④	307	243	230	149	16	-	-
	⑤	1.22	1.06	1.13	0.937	-		4
	⑥	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	各年度	各年度1回
	⑦	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回		
目標を設定した根拠等	基準年	①H16 年度 ③H17 年度 ⑥、⑦H14 年度	基準年の値	①38	② 75			
	根拠等	①化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(第 156 回国会) ③官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(Japan チャレンジプログラム) ⑥、⑦PRTR データの届出・集計・公表は毎年度 1 回行われる法律事項。また、市民ガイドブックはこれに基づき作成することから、毎年 1 回作成・公表することとなる。						